

# 平成22年版公共建築工事標準仕様対応表

機種 MCRV-P1750NA形,  
MCRV-P1750NA-D形~P10500NA-D形

平成22年版公共建築工事標準仕様書		標準仕様	対応内容	備考 (注意事項)
1.3.1 チリングユニット 1.3.1.1 一般事項	(1) 本項は、圧縮機用電動機の合計定格出力11kWを超えるチリングユニットに適用する。 ただし、5.5kW以上11kW以下のものは制御盤のみを適用する。 (2) 高圧冷媒を使用するものは、高圧ガス保安法及び「冷凍保安規則」(昭和41年通商産業省令第51号)並びに「冷凍保安規則関係例示基準」の定めによる。 (3) 圧縮機をインバーター制御する場合は、特記による。 (4) 氷蓄熱用に使用する場合の仕様は、特記による。	_____	_____	
1.3.1.2 構成	構成は、往復動圧縮機、スクリーウ圧縮機又はスクロール圧縮機、電動機、動力伝達装置、凝縮器、冷却器(蒸発器)、安全装置、制御等とする。	・公共建築工事仕様と同じ。	・標準品のままとする。	
1.3.1.5 スクロール圧縮機	(1) 圧縮機は、旋回スクロールの摺動時に生じる固定スクロールとのすき間の減少により冷媒ガスを圧縮する構造とする。 形式は、密閉形又は半密閉形とする。 (2) 容量制御機構は、冷水を設定温度に保つように、圧縮機の発停を行う台数制御方式とする。また、始動時に始動電流を低減する始動負荷低減機能を備えたものとする。	・公共建築工事仕様と同じ。	・標準品のままとする。	
1.3.1.6 電動機	製造者の標準仕様とする。 なお、始動方式は、特記による。	・公共建築工事仕様と同じ。	・標準品のままとする。	
1.3.1.7 動力伝達装置	圧縮機用は、電動機直動形とし、空冷式凝縮器用送風機用は、電動機直動形又はベルト駆動形(ベルトカバー付又はケーシング付)とする。	・圧縮機は電動機直結形。 ・空冷式凝縮器用送風機は備えていない。	・標準品のままとする。 ・標準品のままとする。	

(1/9)

改定	1.3.1.13の標準仕様と1.3.1.14(D),(A)の対応内容を見直した。 '2010-11-30 荒木,大越	本内容は元、平成19年版対応だった。 '2011-1-26 荒木,大越	
	A	B	

作成日	2010年10月22日		
作成	照査	設計	検認
石田	大越	伊藤	大塚

平成 2 2 年 版 公 共 建 築 工 事 標 準 仕 様 書	標準仕様	対 応 内 容	備 考 (注意事項)				
<p>1.3.1.8 凝 縮 器</p>	<p>(1)水冷式凝縮器は、円筒多管形、円筒コイル形、二重管形又はプレート形とし、次による。</p> <p>(イ) 円筒多管形、円筒コイル形及び二重管形は、管の掃除ができる構造とする。胴体の材質は、鋼板又は鋼管、端部水室の材質は、鋳鉄又は鋼板とし、内面にエポキシ樹脂塗装、アクリル樹脂塗装等による防錆処理を施したものとする。また、管の材質は、JIS H 3300（鋼及び銅合金の継目無管）によるものとする。</p> <p>(ロ) プレート形の材質は、JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）によるものとする。</p> <p>(2)空冷式凝縮器は、次による。</p> <p>(イ) 構成は、フィン付きコイル、送風機、電動機、フィンガード、ケーシング等とする。</p> <p>(ロ) コイルの材質は、JIS H 3300（鋼及び銅合金の継目無管）によるものとする。また、フィンの材質は、JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）に規定するAL成分99%以上のものとし、アクリル系樹脂被膜等による耐食表面処理を施したものとする。</p> <p>(ハ) ケーシングの材質は、鋼板又はガラス繊維強化ポリエステル樹脂とする。なお、鋼板の場合は、アクリル樹脂塗装、エポキシ樹脂塗装又はポリエステル樹脂塗装による防錆処理を施したものとする。</p>	<p>(イ) _____</p> <p>(ロ) ブレージングプレート式を備えている。 伝熱板はSUS316(JIS G 4305相当品)を使用している。 ろう材はC1220(JIS H 3100相当品)で、ブレージング加工した構造である。</p> <p>(イ) _____</p> <p>(ロ) _____</p> <p>(ハ) _____</p>	<p>(イ) _____</p> <p>(ロ) 標準品のままとする。</p> <p>(イ) _____</p> <p>(ロ) _____</p> <p>(ハ) _____</p>	<p>1.3.1.9 冷 却 器</p>	<p>1.3.1.8「凝縮器」(1)による。</p>	<p>・ ブレージングプレート式を備えている。 ・ 伝熱板はSUS316(JIS G 4305相当品)を使用している。 ろう材はC1220(JIS H 3100相当品)で、ブレージング加工した構造である。</p>	<p>・ 標準品のままとする。</p>

平成 2 2 年 版 公 共 建 築 工 事 標 準 仕 様 書		標 準 仕 様	対 応 内 容	備 考 (注 意 事 項)
1.3.1.10 安 全 装 置	<p>次の保護機能を備えたものとする。</p> <p>(イ) 冷水の過冷却により作動する温度保護制御機能</p> <p>(ロ) 冷水及び冷却水の過度の減少（又は断水）により作動する断水保護制御機能</p> <p>(ハ) 凝縮圧力の過上昇により作動する圧力保護制御機能</p> <p>(ニ) 蒸発圧力の過低下（密閉形圧縮機の場合を除く。）により作動する圧力保護制御機能</p> <p>(ホ) 油ポンプを有する場合、油圧の低下により作動する油圧保護制御機能（圧縮機の油圧が0.1MPaを超える場合）</p> <p>(ヘ) 圧縮機用電動機の過熱により作動する保護制御機能又は圧縮機の吐出ガスの過熱により作動する保護制御機能</p>	<p>(イ) 凍結防止機能を備えている。</p> <p>(ロ) 備えていない。</p> <p>(ハ) 高圧圧力開閉器を備えている。</p> <p>(ニ) 吸込圧力を検知する圧力センサー及びその信号を使用した保護回路を備えている。</p> <p>(ホ) 全密閉圧縮機であり、圧縮機組み込み型の潤滑装置であるため、油圧保護装置は設けていない。</p> <p>(ヘ) 圧縮機の吐出ガスの過熱により作動する保護制御機能を備えている。</p>	<p>(イ) 標準品のままとする。</p> <p>(ロ) 断水リレーを付属する。 （但し現地水配管に取付とする）</p> <p>(ハ) 標準品のままとする。</p> <p>(ニ) 標準品のままとする。</p> <p>(ホ) 標準品のままとする。</p> <p>(ヘ) 標準品のままとする。</p>	
1.3.1.11 冷 媒	特記による。	・ R410Aを使用している。	・ 標準品のままとする。	
1.3.1.12 保 温	製造者の標準仕様とする。	・ 公共建築工事仕様と同じ。	・ 標準品のままとする。	
1.3.1.13 成 績 係 数	<p>チリングユニットの成績係数は、標準定格条件（冷水入口温度12℃、冷水出口温度7℃、冷却水入口温度32℃、冷却水出口温度37℃、出力100%）における冷凍能力を消費電力（入力値）の和で除したものとする。ただし、空冷式の場合は、1.3.2「空気熱源ヒートポンプユニット」の当該事項による。</p> <p>なお、数値は特記による。</p>	<p>・ 成績係数は以下の通り MCRV-POOOO形 冷房=4.85</p>	・ 標準品のままとする。	

平成22年版公共建築工事標準仕様書		標準仕様		対応内容		備考 (注意事項)																										
1.3.1.14 制御盤	<p>第2編1.2.2「制御及び操作盤」による。 機器に付属される制御及び操作盤は、電気事業法（昭和39年法律第170号）、「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第52号）及び電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に定めるところによるほか、製造者の標準仕様とする。ただし、各編で指定された機器及び特記により指定された機器は表2.1.6により次の各項を適用する。 なお、この場合は原則として、製造者の標準付属盤内に収納する。</p> <p style="text-align: center;">表2.1.6 制御及び操作盤の構成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機材名</th> <th rowspan="2">適用範囲</th> <th colspan="6">項目</th> </tr> <tr> <th>過負相 荷保 及護 び装 置</th> <th>電 流 計</th> <th>進 相 コ ン デ ン サ ー</th> <th>表 示 灯 等</th> <th>接 点 及 び 端 子</th> <th>運 転 時 間 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>チリングユニット 空気熱源 ヒートポンプ ユニット</td> <td>圧縮機の電動機出力の合計値が30kWを超えるもの</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○ *1</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> </tbody> </table>							機材名	適用範囲	項目						過負相 荷保 及護 び装 置	電 流 計	進 相 コ ン デ ン サ ー	表 示 灯 等	接 点 及 び 端 子	運 転 時 間 計	チリングユニット 空気熱源 ヒートポンプ ユニット	圧縮機の電動機出力の合計値が30kWを超えるもの	○	○ *1	△	○	○	△	表2.1.6の記載内容についての対応詳細は、次頁以降の(イ)～(ホ)及び(リ)項に記載する。	表2.1.6の記載内容についての対応詳細は、次頁以降の(イ)～(ホ)及び(リ)項に記載する。	
	機材名	適用範囲	項目																													
			過負相 荷保 及護 び装 置	電 流 計	進 相 コ ン デ ン サ ー	表 示 灯 等	接 点 及 び 端 子	運 転 時 間 計																								
チリングユニット 空気熱源 ヒートポンプ ユニット	圧縮機の電動機出力の合計値が30kWを超えるもの	○	○ *1	△	○	○	△																									
<p>注1. 機材ごとに○印の項目を適用し、△印の項目の適用は特記による。 2. *1は、圧縮機の電動機出力の合計値が37kW以上の場合に適用する。 3. 0.2kW以下の電動機回路及び過電流遮断器の定格電流が15A（配線用遮断器の場合は20A）以下の単相電動機回路には、過負荷及び欠相保護装置を設けなくてもよい。また、1ユニットの装置で電動機自体に有効な保護サーモ等の焼損防止装置がある場合には、欠相保護装置を設けなくてもよい。</p>																																

平成 2 2 年 版 公 共 建 築 工 事 標 準 仕 様 書	標 準 仕 様	対 応 内 容	備 考 (注 意 事 項)
<p>4. 0.2kW以下の電動機回路及び過電流遮断器の定格電流が15A（配線用遮断器の場合は20A）以下の単相電動機回路には、電流計を設けなくてもよい。</p> <p>5. 0.2kW未満の三相電動機には、進相コンデンサーを設けなくてもよい。また、1ユニットの装置全体で力率が定格出力時0.9以上に確保できる場合は、部分的あるいは全体として省略してもよい。</p> <p>6. 主回路用の電磁接触器は、電動機及び進相コンデンサーが無電圧になるように設ける。また、スターデルタ始動の場合も同様とする。</p> <p>(イ) 過負荷及び欠相保護装置は、過負荷及び欠相による過電流が生じた場合に自動的にこれを阻止し、電動機の焼損を防止できるものとし、電動機ごとに設ける。 なお、1ユニットの装置（1ユニットに2台以上の電動機がある場合）で、ユニットの電源に欠相が生じた場合に自動的にそのユニットすべての電動機を停止することができる場合は、欠相保護装置を電動機ごとに設けなくてもよい。</p> <p>(ロ) 電流計は、機械式（延長目盛電流計（赤指針付き））又は電子式（デジタル表示等）とし、電動機ごとに設ける。 なお、1ユニットの装置の場合は一括で設けてもよい。</p> <p>(ハ) 進相コンデンサーの容量は、200V電動機については、電力会社の電気供給規程により選定するものとし、400V及び高圧電動機については、定格出力時における改善後の力率を0.9以上となるように選定する。</p>	<p>(イ) 圧縮機及びファンはインバータによる運転制御を行っている。 過負荷及び欠相保護装置は設けていない。</p> <p>(ロ) 設けていない。</p> <p>(ハ) インバータ駆動であり、進相コンデンサは設けていない。</p>	<p>(イ) 標準品のままとする。</p> <p>(ロ) 電源盤付で対応する。 電流計は電源盤にモジュール単位で一括で設ける。 電流計は延長目盛電流計とし赤針付とする。</p> <p>(ハ) 標準品のままとする。</p>	

(二)表示等は、表2.1.7により設けるものとし、表示の光源は、原則として発光ダイオード「NECA4102（工業用LED球）」とする。  
 なお、運転及び停止表示は、電動機ごとに設けるものとし、保護継電器の動作表示は、保護継電器ごとに設ける。

表2.1.7 表示灯等

機材名	適用範囲	項目												
		電源 (白色) 表示	運 転 止 (赤 色) (緑 色) 及 び 表 示	燃 焼 表 示	荷 電 表 示	巻 取 完 了 表 示	安 全 回 路 表 示	不 着 火 表 示	保 護 継 電 器 の 動 作 表 示	ガ ス 圧 異 常 表 示 (ガ ス だ き の 場 合)	異 常 表 示	異 常 警 報 ブ ザー		
チリングユニット	圧縮機の電動機出力の合計値が30kWを超えるもの	○	○							○				
空気熱源ヒートポンプユニット	圧縮機の電動機出力の合計値が5.5kW以上30kW以下のもの		△							△				

- 注1. 機材ごとに○印の項目を適用し、△印の項目の適用は、特記による。  
 2. 安全回路表示は、温度過熱防止装置又は対震自動消火装置が作動した場合に消灯するものとする。  
 3. 1ユニットの装置の場合は、運転表示を一括表示としてもよい。また、1ユニットの装置で異常停止の表示がある場合は、停止表示を省略してもよい。  
 4. 表示の色別は、種別の表示があれば、製造者の標準色としてもよい。  
 5. 保護継電器の作動が判別できる場合は、保護継電器の動作表示を盤の表面に一括表示としてもよい。

- (二)表示灯
- ・電源（白色）表示灯を設けている。
  - ・運転表示灯を一括して設けている。
  - ・異常表示灯を一括して設けている。
  - ・全保護継電器一括表示

- (二)表示灯
- ・標準品のままとする。
  - ・異常停止表示がある為停止表示は省略する。
  - ・各保護継電器ごとに異常内容を基板上表示器に表示する。
  - ・圧縮機異常、送風機異常、凍結異常、断水異常、高低圧異常、吐出ガス温度異常

(ホ) 接点及び端子は、表2.1.8により設ける。さらに必要な接点及び端子を設ける場合は、特記による。

表2.1.8 接点及び端子

機材名	接点及び端子項目													
	インターロック用	遠方発停用端子	ボイラー給水ポンプ	発停用端子	温度調節器用端子	温度調節器用端子	冷却停止塔・各ポンプ	空気調和機連動用	巻取完了表示用接点	送風機及び起動信号用	運転状態表示用接点	及び端子	故障状態表示用接点	及び端子
リングユニット 空気熱源 ヒートポンプ ユニット	○	○										○	○	△

注1. 機材ごとに、○印の項目の接点及び端子を取付ける。ただし、△印の項目の接点及び端子は、特記による。

- (ホ) 接点及び端子
- ・ インターロック用端子を設けている。
  - ・ 遠方発停用端子を設けている。
  - ・ 運転状態表示用接点及び端子を設けている。
  - ・ 一括故障状態表示用接点及び端子を設けている。

- (ホ) 接点及び端子
- ・ 標準品のままとする。
  - ・ 標準品のままとする。
  - ・ 標準品のままとする。
  - ・ 標準品のままとする。

平成 2 2 年 版 公 共 建 築 工 事 標 準 仕 様 書	標 準 仕 様	対 応 内 容	備 考 (注 意 事 項)
<p>(ア) 制御及び操作盤の図面ホルダに、単線接続図等を具備する。</p> <p>(ト) 機器に付属する制御及び操作盤の回路は、「電気設備に関する技術基準を定める省令の解釈」第237条の「小勢力回路の施設」に該当する場合は、製造者の標準仕様とする。</p> <p>(フ) 制御及び操作盤はドアを閉じた状態で、充電部が露出してはならない。 なお、ドア裏面の押しボタン等感電のおそれのある構造のものは、感電防止の処置を施したものとする。ただし、電気用品安全法の適用を受ける機器の盤は除く。</p> <p>(リ) 運転時間計は、次の実運転時間（単位h）をデジタル表示するものとし、表示桁は、整数位5桁以上のものとする。 (i) ボイラーは、バーナーの実運転時間 (ii) 吸収冷凍機及び直だし吸収冷温水機においては、溶液ポンプ及び冷媒ポンプの実運転時間（単体運転も含む。） (iii) (ii) 以外の冷凍機は、圧縮機の実運転時間</p> <p>1.2.2.2 インバーター用制御及び操作盤</p> <p>(1) 可変電圧可変周波数制御（インバーター制御）を行う場合の制御及び操作盤は、1.2.2.1「制御及び操作盤」によるほか、次による。 なお、本項の適用は、特記による。</p> <p>(2) 1.2.2.1「制御及び操作盤」のうち過負荷及び欠相保護装置、電流計並びに進相コンデンサーは、不要とする。</p> <p>(3) インバーター回路に使用する継電器等のコイル部には、サージ対策として、サージキラー等を設ける。</p> <p>(4) インバーター回路は、次による。 (イ) 制御方式は、正弦波パルス幅変調方式とし、ストール防止機能を備えたものとする。</p> <p>(ロ) 整流器の入力側の力率は、電動機の定格出力時において0.85以上とする。</p> <p>(ハ) 盤外への高周波ノイズ対策用として、入力側にノイズフィルターを備えたものとする。</p>	<p>(ア) 設けていない。</p> <p>(ト) 小勢力回路の施設には該当しない。</p> <p>(フ) パネルを閉じた状態では、充電部は露出しない。 パネル裏面のスイッチは設けていない。 (感電の恐れは無い)</p> <p>(リ) 基板上表示器に6桁の積算運転時間を表示する。</p> <p>(1) 圧縮機は、インバーターによる運転制御を行っている。</p> <p>(2) 過負荷及び欠相保護装置、電流計並びに進相コンデンサーは設けていない。</p> <p>(3) インバーター回路には継電器を使用していない。</p> <p>(4) (イ) 正弦波パルス変調方式で、ストール防止機能を備えている。 (ロ) 力率0.85以上を有す。 (ハ) 入力側には高周波ノイズフィルターを設けている。</p>	<p>(ア) 電源盤に図面ホルダを設け、展開接続図を付属する</p> <p>(ト) 標準品のままとする。</p> <p>(フ) 標準品のままとする。</p> <p>(リ) 標準品のままとする。</p> <p>(1) 以下、本項は特記がある場合に適用する。</p> <p>(2) 標準品のままとする。</p> <p>(3) 標準品のままとする。</p> <p>(4) (イ) 標準品のままとする。</p> <p>(ロ) 標準品のままとする。</p> <p>(ハ) 標準品のままとする。</p>	



平成 2 2 年 版 公 共 建 築 工 事 標 準 仕 様 書	標 準 仕 様	対 応 内 容	備 考 (注 意 事 項)	
1.3.1.15 付 属 品	(ニ) 瞬時停電に対する自動回復運転機能を備えたものとする。	(ニ) 標準品のままとする。		
	(ホ) 電動機の負荷特性に合わせた加減速時間に調整されたものとする。	(ホ) 電動機の負荷特性に合わせた加減速時間へ調整したものを使用している。	(ホ) 標準品のままとする。	
	(ハ) 回路内に過電流、過電圧等が発生した場合に作動する保護制御機能を備えたものとする。	(ハ) 過電流・過電圧遮断機能有り。	(ハ) 標準品のままとする。	
	(ト) 回路内に短絡が発生した場合に作動する保護制御機能を備えたものとする。	(ト) 保護機能を有する。	(ト) 標準品のままとする。	
	(イ) 圧力計及び油圧計 (油圧計は必要な場合) 一式	(イ) 高圧計、低圧計を備えている。 (電子式) 油圧計は不要につき設けていない。	(イ) 標準品のままとする。	
	(ロ) 銘板 一式	(ロ) 水量、水頭損失等について記載していない。	(ロ) 記載を追加した銘板とする。	